

富谷市の子どもにやさしいまちづくり

2021, 11, 18

「世界こどもの日」

世界こどもの日は、1954年に、こくさいれんごう国際連合（国連）が、子どもたちのそうごりかい相互理解と福祉を増進させることを目的として制定した記念日であり、国際デーのひとつです。

「子どもの権利条約」

1989年、世界の子どもたちの命と健やかな成長を守るために、ユニセフをはじめこくさいきかん国際機関や世界の国々が協力して、世界の全ての子どもたちがもつ権利を定めた『子どもの権利条約』を作り約束しました。1994年に日本もこの条約に入りました。

世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた「子どもの権利条約」では、子ども（18歳未満）を、権利を持つ主体と位置づけ、おとなと同じく、ひとりの人間としても持っている権利を認めています。

4つの原則

<p>いのち せいちょう 命を守られ成長できること</p> <p>すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばし成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。</p>	<p>いけん ひょうめい さんか 意見を表明し参加できること</p> <p>子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。</p>
<p>子どもにとって最もよいこと</p> <p>子どもにすることが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。</p>	<p>さべつ 差別のないこと</p> <p>全ての子どもは子ども自身や親の人種、性別、障がい、経済状況などどんな理由でもさべつされず差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。</p>

子どもたちには、どんな権利があるの？

この条約の定める権利には、大きく分けると下記のようなものがあります。

4つの権利



生きる権利



育つ権利



守られる権利



参加する権利

「子どもにやさしいまちづくり事業」(Child.Friendly.Cities.Initiative)

「子どもの権利条約」を実現する手法として、子どもとの距離が最も近い行政である市区町村が実践する事業であり、日本ユニセフ協会が世界的に推進しています。

「子どもにやさしいまち」とは、子どもが社会の一員として、自分たちが暮らすまちのあり方に関して意見が言えたり、意見を聞いてもらえたりするまち。

また、安心して安全な環境で育ち、教育・健康などの基礎的サービスがあり、遊んだり、勉強したりしながら育っていく環境のあるまち。

富谷市が目指す子どもにやさしいまち

富谷市は、2018年10月29日に、日本ユニセフ協会から全国5自治体のひとつとして、「子どもにやさしいまちづくり事業検証作業モデル自治体」の委嘱を受けました。これを受けて、「子どもの権利条約」に基づき、国連が定める「世界子どもの日」である11月20日に「富谷市子どもにやさしいまちづくり」の推進を宣言しました。



富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言の5つの柱



1. 子どもが大切に育てられ健やかに成長できるまち
2. 子どもが安心安全に暮らすことができるまち
3. 子どもが友だちと交流し、楽しく遊び学べるまち
4. 子どもが地域社会の絆の中で役割を持ち、生き活きと参加できるまち
5. 子どもの意見を聴き、まちづくりに活かすまち

ユニセフ「日本型子どもにやさしいまちづくり事業」実践自治体

富谷市は、2年間の検証作業を経て、2021年4月よりユニセフ「日本型子どもにやさしいまちづくり事業」実践自治体となりました。

富谷市総合計画 後期基本計画(2021~2025) 子どもにやさしいまちづくりの推進

職員の意識醸成を図り、全庁横断的に「子どもにやさしいまちづくり」のための取組を行う

各課において、取組をチェックリスト【富谷市版】を用いて評価する⇒施策の改善及び計画作成に反映する(PDCAサイクル)

富谷市子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を開催する

市の取組と評価について公表し周知する

地域住民の理解と協力を得ながら「子どもにやさしいまちづくり」を推進する

市の取組を公表し周知する
地域住民の活動や団体の取組を支援する
子どもたちが、地域活動等に主体的に参加する

子どもの意見を行政に反映する

とみやわくわく子どもミーティングを実施する
市長への手紙「ちょっと聴いて私の声」による広聴事業
各事業のパブリックコメント、アンケート調査を実施する